

I. 9条の制定

ポツダム宣言（「戦後世界秩序」）

マッカーサー三原則

芦田修正

II. 9条の運用

政府による「有権解釈」：内閣法制局

自衛隊

日米安保・米軍基地

PKO（「PKO5原則」）

周辺事態法（自衛権行使の範囲拡大、「周辺」とは？）

集団的自衛権（同盟国への攻撃を自国に対するものと捉える）

裁判所による解釈（違憲立法審査権の行使）

長沼ナイキ訴訟（自衛隊）

砂川事件（日米安保・米軍基地）

最高裁：政治問題論による審査回避

III. 集団的自衛権：是か非か

肯定論

反対論

課題

- ・いつ誰をなぜ守るのか
＝行使範囲の限定（「地球の裏側」論）
- ・暴走をどう防ぐのか
＝チェック、歯止め機能のあり方

IV. 憲法改正・解釈改憲とその正統性、限界

憲法改正

現行手続（96条）による改正 → 憲法本来の姿（硬性憲法）

96条の先行改正（まず憲法改正をしやすくする）

解釈改憲

内閣法制局による解釈変更

総理大臣による解釈変更？

司法介入の余地も

V. まとめ

大変積極的なご参加、ありがとうございました。またこのような機会を持ちたいと思います。

また、地域の勉強会などがあれば、出講の相談に応じます。

電子メール takiba@hotmail.com

〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱 193-2 国際教養大学 秋葉 丈志